

事務連絡
令和2年5月18日

(一般社団法人) 信書便事業者協会 殿

総務省 情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々の
感染予防、健康管理の強化について（再周知）

平素は、郵政行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、5月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について緊急事態宣言を延長する等の改正が行われ、「事業者及び関係団体は(中略)業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。さらに、5月14日に基本的対処方針が改正され、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とするとともに、緊急事態措置を実施すべきでない区域についても基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある等の変更がなされました。

こうした状況にかんがみ、厚生労働省労働基準局長より、4月20日に周知をお願いした『職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について』の更新版について、改めて総務省所管団体に対する周知への協力依頼があったところです。

貴団体におかれましては、当該対策の趣旨・内容につきご理解いただくとともに、加盟事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

以上

<本件お問い合わせ先>

労働基準局 総務課

課長 久知良 俊二

課長補佐 樋口 政純

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5554)

(直通電話) 03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 井内 努

室長補佐 岩澤 俊輔

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5497)

(直通電話) 03(3502)6755